

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の基本方針を実現し、透明性を高め、効率的かつ健全な企業経営を実施していくことを、最も重要な課題のひとつとして位置づけています。

当社は、企業統治の体制として監査役設置会社を採用しています。その上で、企業としての順法性を高め、取締役会の活性化と業務執行責任の明確化を図ることなどを目的として、執行役員制度を導入しています。

取締役会は、原則として月1回開催していますが、必要に応じて日々連携をとり、経営方針の遂行状況のチェック、取締役の職務遂行の監督強化を図ります。

執行役員会は、原則として月2回開催し、取締役会で定められた経営計画を受けて、機動的な業務執行責任の具現化を図ります。

監査役会は、原則として年6回開催し、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い職務を執行するとともに、必要に応じて執行状況を監査役会に報告します。

第三者のコーポレート・ガバナンス体制への関与として、複数の弁護士と顧問契約を結び、法律上の判断を必要とする場合、適時に指導、助言を受けます。

会計監査人とは、厳正な評価基準に基づき監査契約を締結し、公正不偏な立場で会計監査を受けるものとします。

コンプライアンス面では、健全な企業活動を継続していくために、法令及び各種規則、社会規範、企業倫理などを順守した企業活動を行うための社内体制の整備に積極的に取り組みます。なお、全従業員の業務遂行の指針として「株式会社フジ行動基準」を策定し、その周知徹底を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2④、株主総会における権利行使】

当社は、株主総会における議決権行使比率が8割超であること及び海外機関投資家等の比率が4.4%であること並びに当社の事業エリアが国内のみであることを踏まえ、議決権の電子行使は行わないものとします。

上記にかかわらず、当社は、狭義の招集通知の英訳による情報の開示・提供を行います。

【基本原則1-4、政策保有株式】

(1) 政策保有株式の保有方針

当社は、経営戦略上において重要な協業および取引関係の維持発展が認められる場合にのみ株式の保有を行います。また、保有の目的が希薄と考えられる政策保有株式は縮減していくという基本方針のもと、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有の意義と経済合理性等を検証し、当社及び発行会社の企業価値を毀損すると総合的に判断した場合には、速やかに対応します。

(2) 議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、総合的に判断し、当社の株主価値を高めるものには賛成し、毀損するものには反対します。その際、投資先企業における業績・株主還元のほか、内部統制システムの構築状況等を加味し、議案毎に個別に判断します。

【補充原則 4-10①、任意の仕組みの活用】

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、独立社外取締役に対し説明を行い、適切な助言を得ております。

このため、これらに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

【原則 4-11、取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、知識・経験・能力をバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で員数を構成しております。特に当社の顧客の多数が女性であることも踏まえ、人格・見識、経営能力ともに優れた女性役員の登用を進めております。また、実効性ある取締役会を担保するために、国際性の面での多様性確保についても、国内外の知見を最大限活用できるよう、引き続き検討していきます。

財務・会計に関する知見を有する監査役を1名以上選任します。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、その機能の向上を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社のコーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示は、次のとおりです。

【原則1-7、関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び監査役並びに主要株主等との利益相反取引及び競業取引について、独立社外取締役を必須の構成メンバーとする取締役会で監視（取引の承認を含む）を行うものとし、その際、独立社外取締役から提出された意見については、議事録等に記載することとし、客観的で公正な判断を行います。

【原則2-6、企業年金のアセットオーナーとして機能発揮】

当社は、運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮するために、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリング等の活動を実施するとともに、経験や資質を備えた人材を配置します。また、その人材の教育や育成計画には、積極的に関与します。

[原則3-1. 情報開示の充実]

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について、主体的な情報発信を行うものとします。

(1) 経営理念・経営戦略・経営計画

当社は、「豊かなくらしづくり」「地域社会の発展への貢献」「人々を大切に作る企業」を目指した経営理念に基づき、3ヵ年中期経営計画「新しい時代への挑戦 ～成長し続けるための基盤づくり～」、年度経営方針「もっと楽しい、より便利なお店づくり ～直面する変化への適応と事業の再構築～」を策定し、その達成に向け努めます。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 役付取締役・取締役報酬の決定方針と手続

役付取締役・取締役報酬は、株主総会で決議された枠内且つ役員報酬規程に定めた範囲内で、取締役会でその固定報酬金額を決定します。

(4) 役員人事の選解任・指名の方針と手続

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性と適正規模を勘案し、役員人事の選任・指名の方針と手続を、次のとおりとします。

※取締役会は、取締役・監査役の全員について、いずれも、優れた人格・見識を有し、的確に経営に関する判断・執行・監督を行うことができる者であって、役位・役職ごとに、次の基準を満たす者の中から選任又は指名をします。なお、監査役の指名については、監査役会の同意を得るものとします。

・役付取締役については、大所高所に立ち、迅速・果断・的確な判断力を有すること

・使用人兼務取締役については、専門性に富んだ知識と能力を備え、迅速・果断・的確な判断力を有すること

・非常勤取締役については、客観的な助言を行うことができること

・独立社外取締役については、当社の独立性等基準（原則4-9ご参照）を満たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができること

・常勤監査役については、当社内の情報収集能力と、適法性・妥当性の監視機能を適正に発揮することができること

・独立社外監査役については、当社の独立性等基準（原則4-9ご参照）を満たし、適法性・妥当性の監視機能を適正に発揮することができること

また、役員の解任については、役員規程に応じ、解任することとする。

(5) 役員人事の選解任・指名の際の個々の候補者の説明

取締役会は、上記(4)及び状況性を踏まえて、個々の候補者を選解任し、あるいは指名した上で、株主総会にその選解任を諮ります。

[補充原則4-1①]

取締役会は、会社業務に係る重要な事項を決定しますが、重要な業務執行の一部を取締役・執行役員に委ねる場合があります。

その範囲については、取締役会が決議し、委任を受けた取締役・執行役員は、常務執行役員会・執行役員会等の議論を踏まえて、当該業務執行に当たるものとします。

当該業務執行について、取締役・執行役員は、組織規程・稟議規程等の規定に基づき実行します。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役になる者等について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の独立性等基準によるものとします。

(独立性等基準)

社外取締役・社外監査役（候補者である場合を含む）が以下の(1)から(4)に該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断します。又、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任会社数として、(5)によるものとします。

(1) 取引先

親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先の業務執行者

(2) 法律顧問契約締結先等

法律、会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円以上となる場合。法人等の場合（個人が所属する場合）は、過去3事業年度の平均で当社の営業収益の2%以上となる場合

(3) 寄付の提供先

業務執行者として在職する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のうち、いずれかの大きい額を超える場合

(4) 上記(1)から(3)又は当社若しくは当社子会社の業務執行者の近親者

2親等以内の親族が、上記(1)から(3)又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者として在職している場合、又は過去5年間ににおいて在職していた場合

(5) 役員の兼任会社数

上場会社の役員（取締役、監査役又は執行役）の兼任は、当社のほかに4社以内とします。

[補充原則4-11①. 取締役会全体のバランスと取締役の選任方針・手続]

原則3-1④をご参照ください。

[補充原則4-11②]

当社は、社外取締役・社外監査役をはじめとする取締役・監査役の重要な兼職の状況（他の上場会社の役員の兼任を含む）は、毎年、事業報告に開示します。

兼任数は、当社が独自に策定する独立性等基準によるものとします（原則4-9-(5)ご参照）。

[補充原則4-11③]

取締役会は、定期的に、当社の経営理念・企業行動指針・行動基準に照らした業務執行状況を監督します。

また、半年毎に各取締役が策定した重点方針に対して行う自己評価（結果報告）や、独立社外取締役による客観的な意見等も参考にしながら、取締役会全体の実効性について分析・評価を行います。
以上により、取締役会全体の実効性については、問題ないものと判断しています。

[補充原則4-14②]

当社は、新任及び重任の取締役・監査役に対し、適宜に研修を実施します。また、外部機関による研修参加を促進するものとします。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

取締役会は、株主・投資家に正確な情報を適時・公平に提供するとともに、建設的な対話と長期的な信頼関係を積極的に構築するため、株主・投資家との対話について、次の方針によるものとします。

(1) IR担当取締役

企画を統括する取締役が、IRを担当します。当該IR担当取締役は、適宜個別に投資家と面談します（投資家からの個別面談の申込みがある場合を含みます）。

(2) IR担当者

上記(1)の担当取締役傘下の部署である総合企画部の部門長が、IRを担当します。

IR担当取締役・IR担当者は、株主・投資家との対話を充実させるとともに、必要に応じて投資家説明会を実施します。

(3) 投資家説明会開催の企画・運営のほか年間スケジュール

個人投資家向け会社説明会、機関投資家向け会社説明会を適宜実施します。

(4) 株主の意見の役付取締役・取締役会に対するフィードバック

上記(1)から(3)の対話において把握された株主の意見・懸念がある場合、IR担当取締役は、役付取締役・取締役会に対して適切かつ効果的なフィードバックを行います。

(5) インサイダーに関する規程等の適用

株主・投資家との対話に際しては、法令及び当社「行動基準」並びに「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」の順守のほか、会社情報を厳格に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	5,743,800	15.00
株式会社アスティ	4,340,016	11.33
フジ共栄会	2,599,202	6.78
フジ親栄会	1,498,200	3.91
株式会社伊予銀行	1,166,057	3.04
株式会社広島銀行	1,165,877	3.04
株式会社愛媛銀行	1,165,877	3.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	921,100	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	918,400	2.39
株式会社もみじ銀行	657,800	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北福 縫子	他の会社の出身者								○			
柴田 英二	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

f 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北福 縫子	○	当社と北福縫子氏が常務取締役である株式会社エス・ビー・シーとは、少額ではありますが、取引があることから、「h.上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)」の欄に○を選択・表示しております。	マーケティングに関して豊富な知識と経験があり、専門的な識見を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できると判断し、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役であると取締役会で判断し独立役員として指定しております。

柴田 英二	○	—	同氏が顧問を務めるイオン株式会社との業務提携をより強化させるとともに、同氏がこれまで培ってきた経営に対する幅広い知見や経験を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役を選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役であると取締役会で判断し独立役員として指定しております。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人並びに内部監査・コンプライアンス推進室と情報交換・意見交換を行い、適時連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
角倉 文明	税理士													
寄井 真二郎	弁護士									○				
松本 浩伸	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

角倉 文明	○	---	税務署勤務の経験及び税理士として、税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する専門的識見を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外監査役であると取締役会で判断し、独立役員として指定しております。
寄井 真二郎	○	当社は寄井真二郎氏が所長弁護士である弁護士法人しまなみ法律事務所に、当社の社外の相談・通報窓口業務を委託しており、少額ではありますが、取引があることから、「j. 上場会社の取引先 (f, g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)」の欄に○を選択・表示しております。	弁護士資格を有し、企業法務に長年にわたり携わっており、弁護士としての知見と経験を踏まえ、中立的かつ客観的な観点から、経営及び業務執行における適切な助言が期待できることから、社外監査役として適任であると判断しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外監査役であると取締役会で判断し、独立役員として指定しております。
松本 浩伸	○	---	税務署勤務の経験を持ち、税務並びに会計分野において豊富な知識と経験があり、専門的な見地から当社の経営全般に的確な助言をしていただけることができるため、社外監査役として適任であると判断しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外監査役であると取締役会で判断し、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5 名
その他独立役員に関する事項	

当社が独自に定める独立性等基準については、[原則 4－9] をご参照ください。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役 (社外取締役及び非常勤取締役を除く) の報酬については、2017年7月に株式交付信託制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役及び監査役に支払った報酬は以下の通りです。
・取締役223百万円 (うち、社外取締役2名 5百万円)
・監査役30百万円 (うち、社外監査役4名 15百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の総額は、世間水準や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬額の限度内において、取締役については取締役会において、監査役については監査役の協議において決定しております。また、取締役の賞与については、会社の事業成果を反映することを基本として支給総額を算出し、株主総会の承認を得た上、その配分については取締役会で決定しています。

役付取締役・取締役報酬の決定方針と手続については、[原則3－1] (3) をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役3名のうち1名は常勤監査役であり、非常勤監査役2名へのサポートは、常勤の社内監査役が中心となり行っています。毎月開催される取締役会及び年6回開催される監査役会への出席と必要に応じて連携をとっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、毎月取締役会を開催するとともに、業務遂行の有効性を高め、効率化を図るため、執行役員会を月2回開催することとし、取締役会から委任された事項の決議又は審議並びに取締役会で定められた経営計画の迅速・確実な執行に努めています。

また、経営及び営業等の業務活動の円滑な推進を図るため、経営幹部を招集する全体会議を年10回開催しています。

内部監査については、内部監査・コンプライアンス推進室において、子会社を含めた業務監査、会計監査を実施し、監査役監査については、各監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所及び財産の状況を把握し、子会社に対しては営業の報告を求めるなど、取締役の職務執行を十分監視できる体制をとっています。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、期中を通じて会計監査を実施し、会計に関連する問題について適切に処理される体制になっています。

役員人事の選任・氏名の方針と手続については、[原則3－1] (4) をご参照ください。

役付取締役・取締役報酬の決定方針と手続については、[原則3－1] (3) をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制として、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任することによる監視機能の充実、監査役会と代表取締役の定例意見交換及び監査役会と内部監査・会計監査人との連携により、適法性及び妥当性の両面からの監査を担保、さらに、執行役員制による監督と執行の分離といった諸施策を講じています。

これらの施策により、取締役及び監査役による監督・監査機能の充実が図られているという判断に基づき、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知の早期発送を行うよう努めます。また、招集通知発送前のウェブ開示を行います。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、狭義の招集通知の英訳による情報の開示・提供を行います。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家説明会を実施し、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算発表後、決算概要や経営方針に関する説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、半期ごとの事業報告書、ニュースリリース等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	未来志向の循環型社会を実現するため、ゴミの減量化やリサイクルへの対応、省資源・省エネルギーの実施、容器包装等の面において環境に配慮した商品の提供を行っています。また、トレーや牛乳パックなど、リサイクル資源の店頭回収BOX等を設置し、広くお客様にも循環型社会の実現を呼びかけると同時に、未来を担う子供たちを対象とした環境学習や実践活動を支援しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、経営理念を次のように定め、経営理念を機軸として行動指針、経営方針等を策定しています。

- (1) 私たちは、豊かなくらしづくりを目指します。
- (2) 私たちは、地域社会の発展に貢献することを目指します。
- (3) 私たちは、人々を大切にする企業を目指します。

2. 内部統制システム（取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制）の整備についての基本方針

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

社内規定に基づき、取締役会議事録、各種会議・委員会等の議事について議事録を作成し、主管部署において保管し、必要に応じて閲覧権限者に対しては閲覧に供することとしています。議事録等の書類の持ち出し等についても、社内規定に基づき管理しています。

(2) 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を策定するとともに、リスク管理委員会を設置し、各部署における危機管理マニュアルを策定するなど、想定しうるリスクに対して、関係部署が委員会を構成し対応を図ることとしています。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画について、中期経営計画に基づき、年度計画・経営目標を策定し、職務の執行に当たっています。

取締役会を月1回開催し、取締役及び監査役が出席し、重要事項の決議を行うとともに取締役会の決議事項の執行状況のみならず業務執行全般について報告を受け、取締役の業務執行について監督する体制をとることとしています。

取締役会とは別に、執行役員会を月2回開催し、経営戦略及び経営方針の遂行に係わる懸案事項や取締役会から委任された事項の決議又は審議、取締役会への提案事項の検討・審議を行い、取締役会あるいは社長の業務執行を補佐し、迅速・効率的な業務の運営を図ることとしています。

(4) 当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社における行動基準を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・研修活動を実施するとともに、ヘルプラインを設置し、取締役あるいは従業員の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。

(5) 次に掲げる体制その他当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

小売事業及び小売周辺事業を主な業務内容とする各社でグループを構成し、消費者の生活全般の快適さの向上をモットーに経営に当たることとしています。

(イ) 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループは月1回関係会社社長会を開催し、経営情報の報告と重要案件についての意見交換を行うこととしています。

(ロ) 当社グループ各社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループ各社は、リスク管理について定めるリスク管理規程を策定するとともに、月1回関係会社管理担当者会において、当社グループ全体のリスク管理や当社グループ各社において想定しうるリスクに対する対応策に関する情報交換を行い、当社リスク管理委員会への報告体制をとることとしています。また、2か月に1回監査役連絡会を開催し、当社グループ各社の各監査役が出席し、当社グループ各社において想定しうるリスクに対しての管理状況について、監査実施報告を受ける体制をとることとしています。

(ハ) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、関係会社管理規程を策定し、当社におけるグループ各社の管理基準及び当社グループ各社が遵守すべき事項を明確化するとともに、当社グループ各社の取締役・監査役には、当社取締役あるいは使用人を派遣し、業務の適合性・適正性を確保することに努めることとしています。また、当社グループ各社においては、月1回取締役会を開催し、取締役及び監査役が出席し、取締役会の決議に基づく重要な業務執行状況のみならず業務全般について報告を受け、取締役の業務執行について監督する体制をとることとしています。

(ニ) 当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、月1回関係会社管理担当者会議を開催し、当社グループ各社におけるコンプライアンスに関する啓蒙・研修活動の実施を図り、当社コンプライアンス委員会への報告体制をとることとしています。また、ヘルプラインを設置し、当社グループ各社の取締役あるいは使用人の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。

(6) 監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合の使用人に関する事項・使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専任の従業員は設置していませんが、必要に応じて関係部署から人員を派遣する体制をとり、人事評価あるいは経費負担等については、取締役から独立した制度として運用することとしています。

(7) 監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

(イ) 当社取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

取締役及び従業員は、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合は、速やかに主管部署及び監査役に報告する体制を整備することとしています。

(ロ) 当社グループ各社の取締役・監査役及び使用人又は報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

当社グループ各社の取締役・監査役及び使用人又は報告を受けた者は、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合は、速やかに当社グループ各社の主幹部署及び監査役に報告する体制を整備することとしています。また、2か月に1回監査役連絡会を開催し、当社グループ各社の監査役が出席し、各社の状況報告をする体制をとることとしています。

(8) 監査役に報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、ヘルプラインを設置する等、当社及び当社グループ各社の監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、当社及び当社グループ各社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合、その費用が監査役の職務の執行に必要でない場合と認められた場合を除き、速やかに費用を処理することとしています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、各種会議・委員会に出席するとともに報告を受ける権限を有し、公認会計士から会計監査内容について説明を受け、監査に立ち会う等により、監査の実効性確保を図ることとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を断絶するため、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の専門機関と緊密な関係を構築するとともに、「株式会社フジ行動基準」において「反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識を持ち、常に良識ある行動に努めること」「反社会的勢力とは、一切関係を持たないこと」「反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行わないこと」と定め、その周知徹底を図っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（会社情報の適時開示に係る社内体制の状況）

当社は、当社及びグループ会社について、重要な事実や決算情報等を把握管理するとともに、諸法令や証券取引所の定める規程に則った適時適正な開示に努めています。

適時開示に係る社内体制としては以下のとおりです。

- ・決定事実に属する重要情報は、グループ各社の重要情報も含めて、総合企画部が社内承認された手続きに基づいて一元的に把握し、関係部署との協議により適時開示の要否を判断。取締役会とも連携し、社内決定手続きを経て、代表取締役が確認し、開示を実施。
- ・突発的な発生事実については、緊急時の行動基準マニュアルにより、各部門責任者にて情報収集、状況把握に努め、最終的には代表取締役に情報を集約。必要に応じて遅滞なく開示を実施。
- ・適時開示を必要と判断された会社情報は代表取締役の委任を受けた「情報取扱責任者」が、証券取引所の定める方法により適時開示を行うとともに当社ホームページ上にも開示後速やかに同一資料を開示。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

